

特定随意契約による役務の提供について（事前公表）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3年 6月16日

奈良県高田土木事務所長 堀川 善弘

1 契約する内容

（1）役務の名称

306-委2 他 中筋出作川合線 他 道路管理業務委託（道路施設環境整備事業 他）

（2）役務の規格・数量等

工事延長 L=1,750m

寄植剪定（1回） A=2,420㎡×1

拔根除草（2回） A=2,420㎡×2

法面除草（2回） A=1,700㎡×2

路肩除草（2回） A= 66㎡×2

路肩清掃（2回） L= 3.5km×2

※詳細は5に記載の場所にて閲覧に供します。

（3）履行期間

令和3年 7月 1日から令和3年12月10日まで（予定）

2 契約相手方の選考基準

次に掲げる者であること

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバー人材センター連合又はシルバー人材センター

3 契約相手方の決定方法

（1）上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

（2）最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方

を決定します。

(3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4) (3) によっても決定しない場合は、不調とします。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年 6月30日(水) 午後4時まで

(2) 提出方法

郵送(提出期限必着) もしくは持参

(3) 提出先

住 所：〒635-0065 大和高田市東中2-2-1

所 属：奈良県高田土木事務所

宛 名：奈良県高田土木事務所長

連絡先：TEL 0745-52-6144

(4) その他

① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア. 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ. 記名押印を欠く見積書

ウ. 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ. 価格を加除訂正した見積書

オ. 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県高田土木事務所 庶務工事課庶務工事係

住 所：奈良県大和高田市東中2-2-1

電 話：0745-52-6144

6 契約の解除等について

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」とい

ます。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。) であるとき。

- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。